

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和六年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

六六kV帝釈川線N〇・十八～三十二経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

神石郡神石高原町笹尾字大石谷五八三二番二、五八三二番五及び五八三二番六

五 立ち入ることができる期間

令和六年三月十一日から令和七年三月三十一日まで